

我 孫 子 市 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 施 行 細 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(証 明 書 の 様 式)

第 2 条 法第7条第1項（法第24条第2項の規定により準用する場合に限る。）に規定する証明書は、立入検査証（様式第1号）とする。

(定 期 の 報 告)

第 3 条 法第19条第1項の規定による報告は、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第2号）により行うものとする。

附 則（令和 7 年 7 月 2 8 日 我 孫 子 市 規 則 第 4 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。